

入札参加資格を得ようとする営業所の所在地が射水市内の場合 (射水市内に主たる営業所を有する場合又は射水市内に委任先を設定する場合)の注意点

1 共通(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、清掃等業務委託、物品購入)

(1) 市町村税完納証明書

射水市においては、納税証明書ではなく完納証明書(市税に未納の額が無いことの証明)を請求し添付してください。(新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に納税が困難となり、納税の猶予を受けている場合、納税証明書(令和4年度)と徴収猶予許可通知書(どちらも写し可)を添付してください。)

詳しくは、「納税証明書提出時注意事項」を参照してください。

(2) 税務情報の取扱いに関する同意書

射水市内に主たる営業所を有する場合又は射水市内に委任先を設定する場合は、必ず提出してください。

2 建設工事

(1) 業態調書、技術職員名簿、技術職員以外の職員名簿、保有機械器具調書

建設工事の申請において、射水市内に主たる営業所を有する場合は、希望工種にかかわらず、必ず提出してください。

主たる営業所が射水市外で委任先が射水市内の場合は提出不要です。

希望工種	提出書類
建設工事の全工種	業態調書(建設工事)(様式9)
	技術職員名簿(様式10)
	技術職員以外の職員名簿(様式11)
	保有機械器具調書(様式12)

(2) 主観的事項等

建設工事の申請において、射水市内に主たる営業所を有し、下記のいずれかの工種を希望する場合は、必ず提出してください。

主たる営業所が射水市外で委任先が射水市内の場合は提出不要です。

希望工種	提出書類
土木一式・建築一式・電気・管・ほ装工事	主観的事項に関する申請書(様式20)
市上水道工務課発注の管工事	管工事に関する申請書(様式21)
ほ装工事	舗装工事に関する申請書(様式22)
土木一式(下水道管更生)工事	下水道管更生工事に関する申請書(様式23)